

堺市公報 第111号	令和2年3月6日発行
 堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<規則>

- 堺市自動車臨時運行許可規則の一部を改正する規則
 【市民人権局市民生活部戸籍住民課】 2

<告示>

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立
 支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新について
 【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立
 支援医療機関（精神通院医療）の指定について
 【健康福祉局健康部精神保健課】 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立
 支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新について
 【健康福祉局健康部精神保健課】 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立
 支援医療機関（精神通院医療）の所在地の変更について
 【健康福祉局健康部精神保健課】 6

- 子ども・子育て支援法第58条の11の規定による告示について
 【子ども青少年局子ども青少年育成部幼保推進課】 6

<公告>

- 都市計画法に基づく工事の完了について
 【建築都市局開発調整部宅地安全課】 7
- 都市計画法に基づく工事の完了について
 【建築都市局開発調整部宅地安全課】 8
- 都市計画法に基づく工事の完了について
 【建築都市局開発調整部宅地安全課】 8
- 建築基準法第42条第1項第4号の規定による道路の指定について
 【建築都市局開発調整部宅地安全課】 9

○堺市立さつき野コミュニティセンターの開館時間、休館日及び利用料金について 【美原区役所企画総務課】	9
<東区選挙管理委員会告示>	
○投票区の設置の一部を改正する告示 【東区選挙管理委員会事務局】	10
<監査委員公表>	
○監査結果に基づく措置通知書の公表 【監査委員事務局監査課】	11
○監査結果に基づく措置通知書の公表 【監査委員事務局監査課】	16

規 則

堺市自動車臨時運行許可規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月6日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第7号

堺市自動車臨時運行許可規則の一部を改正する規則

堺市自動車臨時運行許可規則（昭和48年規則第47号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

（次のよう 別記）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、改正前の堺市自動車臨時運行許可規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、改正後の堺市自動車臨時運行許可規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

自動車臨時運行許可申請書

APPLICATION FOR CAR TEMPORARY PLATE

※注：裏面をよく読んで太線内を記入し、必要な書類を添えて提出してください。

別記様式(第2条関係)

車名 Maker of the vehicle	1 箱形(Box-shaped) 3 バン(Van) 5 オートバイ(motorcycle)	2 ステーションワゴン(Station Wagon) 4 キャブオーバー(Cab-over) 6 その他()	自動車損害賠償責任保険 Car Insurance
運行の目的 Purpose	1 車検のための回送(Inspection) 3 封印交付(Seal)のための回送 4 その他(Other)()	2 登録のための回送(Registration)	保険会社名 Name of Co.
運行の経路 Route	出発地(From) 経由地(Via) 到着地(To) ※発着主要経路の地点名を記入してください。	保険期間 Insurance Period 自(From) 年 月 日 至(To) 年 月 日	証明書番号 Voucher No.
運行の期間 Service period	自(From) 年 月 日 ~ 至(To) 年 月 日 (通常、整備のための回送は1日間、車検・登録のための回送は、1~2日間です。)	備考	年 月 日
裏面の注意事項に同意の上、上記のとおり臨時運行の許可を申請します。			
堺市長 殿			
申 請 人	住所 Applicant's Address	番号・標番号 No.	枚数 1・2
氏名又は名称 Name	(代表者) ※法人の場合は 代表者名も 記入してください。	許可番号 No.	
業種 Type of industry	1 販売業(Sales) 3 個人(Personal)	許可年月日 有効期間 返納月日	年 月 日 年 月 日 年 月 日
番号標受領者氏名・住所 Recipient name Applicant's Address	※申請人と異なる場合のみ記入	備考	返納期限 年 月 日

告 示

堺市告示第53号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和2年3月6日

堺市長 永 藤 英 機

医療機関名	医療機関所在地	種別	更新年月日
泉薬局	堺市堺区中瓦町1-4-26 堀東P Sビル1階	薬局	令和2年2月1日
きょうまち薬局	堺市堺区京町通4-4	薬局	令和2年2月1日
しののめ八千代薬局	堺市北区東雲東町2-1-18	薬局	令和2年2月1日
なの花薬局 初芝店	堺市東区野尻町325-5	薬局	令和2年2月1日
深阪中央薬局	堺市南区深阪南2690-3	薬局	令和2年2月1日
マルイチ薬局	堺市堺区北庄町2丁1番15号	薬局	令和2年2月1日
薬局マリーン 堀店	堺市堺区向陵東町2-8-24	薬局	令和2年2月1日

堺市告示第54号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指

定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和2年3月6日

堺市長 永 藤 英 機

医療機関名	医療機関所在地	種別	指定年月日
あおいクリニック	堺市北区北長尾町1-2-2-207	病院・診療所	令和2年1月1日
スギ薬局 堺旭ヶ丘店	堺市堺区旭ヶ丘中町1-1-21	薬局	令和2年1月1日
井上薬局	堺市北区百舌鳥梅北町1-10 ライブコート三国ヶ丘1階	薬局	令和2年1月1日
しののめ八千代薬局	堺市北区東雲東町2-1-18	薬局	令和2年1月1日
訪問看護ステーション ほのぼの	堺市堺区北三国ヶ丘町1-1-16 R-1	訪問看護	令和2年2月1日
訪問看護ステーション 音	堺市西区浜寺石津町中4-7-4 グリーンハイムエノモト101	訪問看護	令和2年2月1日
訪問看護ステーション ケアリング	堺市東区引野町2-102-4	訪問看護	令和2年2月1日

~~~~~  
堺市告示第55号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和2年3月6日

堺市長 永 藤 英 機

| 医療機関名   | 医療機関所在地               | 種別     | 更新年月日    |
|---------|-----------------------|--------|----------|
| 花田医院    | 堺市北区東浅香山町3-13         | 病院・診療所 | 令和2年3月1日 |
| きょうまち薬局 | 堺市堺区京町通4-4            | 薬局     | 令和2年3月1日 |
| 堺プラザ薬局  | 堺市堺区市之町西3-2-14 和合ビル1階 | 薬局     | 令和2年3月1日 |
| 北条おおた薬局 | 堺市西区北条町1-36-41        | 薬局     | 令和2年3月1日 |

## 堺市告示第56号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）の所在地の変更について届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

令和2年3月6日

堺市長 永 藤 英 機

| 区分  | 医療機関名           | 医療機関所在地        | 種別   | 変更年月日    |
|-----|-----------------|----------------|------|----------|
| 変更前 | ケアプラス訪問看護ステーション | 堺市堺区向陵中町6-6-25 | 訪問看護 | 令和2年2月1日 |
| 変更後 | ケアプラス訪問看護ステーション | 堺市堺区向陵中町6-6-1  | 訪問看護 |          |

## 堺市告示第57号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定に基づき確認を行った子ども・子育て支援施設等について、同法第58条の11第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和2年3月6日

堺市長 永 藤 英 機

認可外保育施設

| 名称              | 所在地                | 設置者   | 確認年月日         |
|-----------------|--------------------|-------|---------------|
| 子育てサポート<br>クレヨン | 居宅訪問型事業のため、<br>非公開 | 口野 弘子 | 令和2年1月<br>20日 |

公 告

堺市公告第137号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年3月6日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市北区大豆塚町二丁33番1から33番11まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市中央区難波五丁目1番60号なんばスカイオ20フロア

株式会社NANSOビバシャス

代表取締役 南 酿人

堺市公告第138号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年3月6日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市南区小代134番1、134番4、135番、138番1、138番4、138番6、139番1、139番3、140番から144番まで、145番1、145番4、145番5、158番から160番まで、161番1、644番の一部、646番、647番、648番の一部、649番の一部、651番の一部、881番2、881番3及び881番5、大庭寺862番6、904番1、905番1、906番1及び907番から909番まで並びに地先水路

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

ダイワロイヤル株式会社

代表取締役 原田 健

~~~~~

堺市公告第139号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年3月6日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

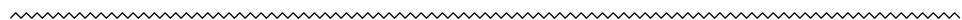
堺市中区福田292番1、292番3から292番5まで、293番1、293番3及び293番4、地先里道並びに地先水路

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市堺区甲斐町西三丁4番14号

株式会社アール・ティー・シーマネージメント

代表取締役 松尾 忠浩



堺市公告第140号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年3月6日

堺市長 永 藤 英 機

種類	指定年月日	承認番号	事業区間		幅員 (m)	延長 (m)
			起点	終点		
建築基準法 第42条第1 項第4号	令和2年2 月19日	堺宅地第V -2号	堺市東区菩 提町一丁165 番1地先	堺市東区菩 提町一丁166 番5地先	4.7	91.08



堺市公告第141号

堺市立さつき野コミュニティセンター条例（平成16年条例第69号）第20条第2項及び第21条第1項第2号の規定に基づき、堺市立さつき野コミュニティセンターの開館時間、休館日及び利用料金を指定管理者が定めたので、同条例第20条第3項（同条例第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公告する。

令和2年3月6日

堺市長 永 藤 英 機

1 開館時間

午前9時から午後6時まで。ただし、選挙執行のため使用するときは、午前6時から午後9時までとする（臨時開館により使用するときを含む。）。

2 休館日

日曜日（月の第3日曜日を除く。）及び12月29日から翌年1月3日まで

3 利用料金

(1) 基本料金

区分	使用料		
	午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで
ホール	1,200円	1,200円	1,200円
会議室	300円	300円	300円

- (2) 市外居住者が使用するときは、基本料金にその5割を加算する。
(3) 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するときは、基本料金にその5割を加算する。
(4) 特別に電気、ガス、水道等を使用するときは、実費を徴収する。
(5) 選挙執行のため使用するときは、使用料としてホールは1日につき6,100円、会議室は1日につき1,400円を徴収する。

4 適用期間

令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

東区選挙管理委員会告示

堺市東区選挙管理委員会告示第3号

投票区の設置（平成19年東区選挙管理委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月6日

堺市東区選挙管理委員会
委員長 木村光伺

投票区を定める表第1投票区の項及び第2投票区の項中「14番、17番（1号を除く。）、18番及び23番」を「14番、17番（1号を除く。）、18番及び23番から29番まで」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

監査委員公表

堺市監査委員公表第2号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年3月6日

堺市監査委員 西川良平
同 裏山正利
同 藤坂正則
同 播磨政明

行管第1379号
令和2年2月18日

堺市監査委員様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

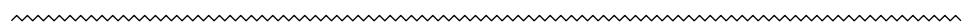
令和元年12月23日付け監査委員報告第14号 北区役所

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	令和元年8月1日～令和元年12月23日	
措置を講じた部局等	北区役所	
指摘事項等	措置内容	所管部課
1 (1) 公有財産（土地・建物）の管理について 公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。 ア 公有財産貸付台帳の整備 堺市財産規則では、財産の貸付けをした場合には、公有財産貸付台帳を備え、必要な事項を記載して整理しなければならないとされている。 しかし、新金岡市民センターの一部を、自動販売機を設置する事業者に貸し付けているにもかかわらず、公有財産貸付台帳ではなく、誤って行政財産使用許可台帳を備えていた。	平成25年の貸付開始時から誤って行政財産使用許可台帳を備えており、御指摘されるまで誤りに気付いていませんでした。 御指摘後、直ちに公有財産貸付台帳を整備しました。 今後このような誤りがないようにするため、公有財産貸付業務と目的外使用許可業務について、堺市財産規則の研修を職員間で実施し、定められた施設維持管理業務となるように努めていきます。	新金岡市民センター
1 (2) 委託料について 委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があるので、適切な処理をする必要があ		

<p>る。</p> <p>ア 再委託に係る届出</p> <p>堺市北区役所 ESCO 事業の契約書では、事業の一部について、第三者に委任し、又は請け負わせる（以下「再委託」という。）場合、受注者は、あらかじめ発注者と協議し、発注者の同意を得た上、再委託しようとする相手方の商号又は名称並びに事業のうち再委託する部分及び再委託する理由その他発注者が必要とする事項を、書面をもって発注者に届け出なければならないとされている。</p> <p>しかし、受注者が、機械設備工事、電気設備工事、計装工事、照明設備工事及び盤改造工事の施工を再委託することを認識していたにもかかわらず、当該届出を求めていなかった。</p> <p>1 (3)</p> <p>現金等の管理について</p> <p>現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があつたので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 現金出納簿の整理</p> <p>堺市会計規則では、前渡資金は現金出納簿により整理しなければならないとされている。</p> <p>しかし、令和元年8月21日に実</p>	<p>事業所管課である環境局環境エネルギー課、対象施設を管理する北区役所、受注者の3者が、ESCO 事業は「省エネルギー化を実現しその効果を保証する事業」であると認識していたため、省エネルギー化の実現のための準備行為である機械設備工事・電気設備工事・計装工事・照明設備工事・盤改造工事については、再委託の届出が必要な事項に該当しないとの認識を持っていました。</p> <p>今後、同様の工事が行われる際には当該届出を求め、適切に事務を執行してまいります。</p> <p>また、御指摘内容を環境エネルギー課に伝え、今後実施する ESCO 事業に活かしてまいります。</p>	<p>企画総務課</p>
		<p>北保健福祉総合センター 地域福祉課</p>

<p>地調査を行ったところ、同年8月に行った払出し及び保管替えにおいて、介護保険料過誤納還付金の現金出納簿については前渡資金受領者の確認印が、要介護（要支援）認定調査駐車場利用料支払準備金の現金出納簿については前渡資金受領者及び取扱者の確認印がなかった。</p> <p>イ 切手等受払簿の整理</p> <p>切手等受払簿において、切手の受入れ又は払出しに当たっては決裁者及び区物品取扱員の押印が必要とされている。</p> <p>しかし、令和元年8月21日に実地調査を行ったところ、返信用封筒に貼付した切手の受払簿において、同年8月1日以降の決裁を全く行っておらず、また、区物品取扱員の確認印がないまま、切手を払い出していた。</p>	<p>ので、御指摘後、直ちに確認のうえ押印しました。御指摘後は、窓口還付と同時に前渡資金受領者（課長）と取扱者（担当者）の押印を行うよう改めました。</p> <p>また、要介護（要支援）認定調査駐車場利用料支払準備金については、払出しと同時に現金出納簿に取扱者（担当者）と前渡資金受領者（課長）が押印すべきところ、調査に出かける間際に必要額を手渡していたため、直ちに押印することを怠っていました。</p> <p>御指摘後は、駐車料金が必要な場合は調査員から事前に申し出を受け、現金の払出しと同時に押印することにより、適正に管理しています。</p> <p>日々発生する多量の郵便物の発送作業を優先させ、都度の決裁を後回しにしていました。</p> <p>御指摘後は、切手等の受払いごとに決裁処理を行うとともに、物品取扱員が押印するように改めました。</p> <p>さらに、再発防止のため、切手等受払簿を担当者が持ち回りし、押印するように改善しました。</p>	<p>北保健福祉総合センター 地域福祉課</p>
--	---	------------------------------



堺市監査委員公表第3号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年3月6日

堺市監査委員 西川良平
同 裏山正利
同 藤坂正則
同 播磨政明

選管第 2858 号
令和2年2月13日

堺市監査委員 様

堺市選挙管理委員会
委員長 大橋 金剛

監査結果に基づく措置について（通知）

このことについて、令和元年12月23日付け監査委員報告第16号に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により別紙のとおり通知いたします。

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	令和元年8月1日～令和元年12月23日	
措置を講じた部局等	選挙管理委員会事務局	
指摘事項等	措置内容	所管部課
1 公有財産（土地・建物）の管理について 公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。 ア 行政財産目的外使用許可 選挙用備品を保管している南旅籠町倉庫の敷地内に、校区掲示板が設置されていたが、行政財産目的外使用許可の手続を行っていなかった。	御指摘後、この校区掲示板については、校区自治連合会から令和元年9月11日付で申請を受け付け、同月17日付で許可書の交付を行いました。	選挙管理委員会事務局
2 委託料について 委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。 ア 予定価格決定書の作成 堺市契約規則では、秘匿性を確保するため、予定価格を定めたときは、これを記載した書面（予定価格決定書）を作成し密封することとされているが、統一地方選挙	変更契約における予定価格決定書の作成の際、封印を失念したものです。 今後は、チェックシートを活用し、専決権者及び担当者	選挙管理委員会事務局

における学校園施設安全管理補助業務に係る変更契約において、作成した予定価格決定書を密封していなかった。	による確認を徹底します。	
<p>イ 契約書における収入印紙</p> <p>統一地方選挙における学校園施設安全管理補助業務に係る変更契約及び統一地方選挙開票所設営業務（東区・北区・美原区）に係る変更契約において、収入印紙が貼付されていない契約書を受け取っていた。</p> <p>また、統一地方選挙に係る投票所入場整理券等電算事後処理業務（その2）において、金額が不足した収入印紙を貼付している契約書を受け取っていた。</p>	<p>御指摘後、直ちに、受注者から適正な額の収入印紙の貼付を受けました。</p> <p>今後は、受注者に収入印紙の金額を明示し、受領時の確認を徹底するとともに、支払時にも再確認を行います。</p>	選挙管理委員会事務局
<p>ウ 委託業務の契約事務</p> <p>統一地方選挙における学校園施設安全管理補助業務は、投票日の前日及び当日に、投票所等において校門の開錠や校内の巡回などを実行せることを業務としている。当該業務に係る契約について、仕様書では従事時間の合計を1,348.75時間としていたが、見積書では従事時間の合計が1,361.75時間となっており、仕様書と見積書の内容が異なっていた。</p>	<p>当初の仕様書から、投票所の開設時間に基づく1,361.75時間への減額変更の際、従事時間総数の元となる各投票所の従事開始時刻と終了時刻について、仕様書の記載を誤ったものです。</p> <p>この仕様書については、投票所ごとの従事開始時間と終了時間のみの記載であり、従事時間総数を一目で確認できる形になっておりませんでした。</p> <p>御指摘後、仕様書の見直しを行い、従事時間数及びその総数を記載するようにし、今後、確認を徹底します。</p>	選挙管理委員会事務局

エ 契約書の作成	<p>堺市個人情報取扱事務の委託等に関する基準では、個人情報取扱事務を伴う委託を行う場合は、受注者が個人情報の取扱いについて堺市個人情報保護条例等を遵守すべきことを契約書に明記し、個人情報取扱特記事項を別記として契約書に添付しなければならないとされている。</p> <p>参議院議員通常選挙に係る期日前投票システム端末操作業務の契約書には、同基準に基づく条項を明記の上、個人情報取扱特記事項を記載した別記を添付した状態で決裁は行っているものの、当該別記を契約書原本に編綴していなかった。</p>	<p>個人情報取扱特記事項の内容遵守について、受注者も十分認識していましたが、契約書への添付が漏れたものを受領していました。</p> <p>今後は、チェックシートを活用し、受領時の確認を徹底するとともに、支払時にも再確認を行います。</p>	選挙管理委員会事務局
オ 委託業務の履行確認	<p>投開票集計システム改修業務の仕様書では、受注者は作業計画書、作業手順書兼実績報告書及びテスト仕様書兼成績書を提出することとされている。</p> <p>また、選挙管理システム運用支援業務（堺市長選挙）の仕様書では、受注者は立会・設営等にかかる作業報告書を提出することとされている。</p> <p>しかし、これらの提出を受けていないにもかかわらず、業務完了届を受け、検収を行っていた。</p>	<p>実際の業務の作業・テスト・設営の際には、職員が立会い、履行されたことを確認していますが、書類提出の確認が漏れたものです。</p> <p>今後は、仕様書に定める提出書類の確認を徹底します。</p>	選挙管理委員会事務局
カ 委託業務における提出書類	<p>参議院議員通常選挙に係る期日前投票システム端末操作業務の派遣契約書では、派遣元は、派</p>	<p>労働者派遣契約の理解不足により、御指摘の書類の提出を受けていなかったもので</p>	選挙管理委員会事務局

<p>遣先に個別の労働者派遣契約の内容通知書の写を提出することとされているが、提出を受けていなかった。</p>	<p>す。 今後は、適正に書類を提出させるとともに、契約条項について、しっかりと確認します。</p>	
<p>3 使用料及び賃借料について 使用料及び賃借料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p>		
<p>ア 契約書における規定 統一地方選挙における投票用紙自動交付機一式の賃貸借契約書など 17 件の契約書について、引用条項などの記載が誤っていた。</p>	<p>他の契約書を参考に契約条項の見直しを行った際に生じた条項のずれなどに関し、適正な条項の整理がなされていなかったものです。 御指摘後、次の契約に備え、整理を行った契約書を作成しました。</p>	<p>選挙管理委員会事務局</p>
<p>イ 賃貸借の契約事務 堺市長選挙における期日前投票所間仕切り用パネル一式の賃貸借契約について、間仕切り用パネルの枚数や賃貸借期間が仕様書と見積書で異なっていた。</p>	<p>見積書の提出を事業者に依頼した後、枚数の追加及び納入時期の変更が必要となり、改めて見積書を徴取したのですが、仕様に係る書面の変更がなされていませんでした。 今後、起案・決裁時において、チェックシートを活用し、書類の確認を徹底します。</p>	<p>選挙管理委員会事務局</p>
<p>4 現金等の管理について 現金等の管理に係る事務について</p>		

<p>て、以下のとおり指摘すべき事項があつたので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 現金出納簿の整理</p> <p>堺市会計規則では、前渡資金は現金出納簿により整理しなければならないとされている。</p> <p>しかし、公営個人演説会経費負担金の現金出納簿において、戻入日の記載がないものや戻入日及び月の集計の記載が誤っているものがあった。また、前渡資金受領者及び取扱者の確認印がないものがあった。</p> <p>イ タクシー共通乗車券の管理</p> <p>選挙管理委員会事務局では、タクシー共通乗車券（以下「乗車券」という。）の取扱基準を定め、選挙事務で使用する乗車券を管理している。</p> <p>取扱基準では、事務局次長は、部長級以上の職員又は区選挙担当課長（以下「部長級職員等」という。）に乗車券を払い出し、部長級職員等がその他の職員に乗車券を交付することとされているが、課長補佐級の職員に払出しを行っているものがあった。</p> <p>また、事務局次長は、部長級職員等に乗車券を払い出しているが、乗車券の払出しを受払簿に記入していないものがあった。</p>	<p>現金出納簿による整理についての理解不足により、記載等を誤ったものです。</p> <p>今後、既存の記入例に当課において、より詳細な注意点を追記したものを該当簿冊に綴り、これを活用するようにするとともに、精算等の際にも決裁ラインにおいて確認を行います。</p> <p>取扱基準の誤った解釈が主な原因であったため、御指摘後、「受払簿への記入」や「払出し」等事務処理について、疑義が生じないよう、取扱基準を改正し、これに基づく記入例を作成しました。</p> <p>今後は、改正後の取扱基準と記入例を該当簿冊に綴り、これを活用するようにし、取扱基準に沿った事務処理の徹底を図ります。</p>	<p>選挙管理委員会 事務局</p> <p>選挙管理委員会 事務局</p>
--	--	---